



平成30年2月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成29年10月11日

上場会社名 株式会社エルテス 上場取引所 東  
 コード番号 3967 URL https://eltes.co.jp/  
 代表者(役職名) 代表取締役社長 (氏名) 菅原 貴弘  
 問合せ先責任者(役職名) 取締役管理部長 (氏名) 松林 篤樹 (TEL) 03-6550-9280  
 四半期報告書提出予定日 平成29年10月11日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有  
 四半期決算説明会開催の有無 : 有 (アナリスト・機関投資家向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成30年2月期第2四半期の連結業績(平成29年3月1日~平成29年8月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年2月期第2四半期	775	—	8	—	10	—	0	—
29年2月期第2四半期	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 包括利益 30年2月期第2四半期 0百万円(—%) 29年2月期第2四半期 一百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
30年2月期第2四半期	0.15	0.15
29年2月期第2四半期	—	—

※1. 当社は平成30年2月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、平成29年2月期第2四半期の数値及び対前年同四半期増減率については記載しておりません。

※2. 当社は平成29年6月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行ったため、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
30年2月期第2四半期	1,756	1,575	89.7
29年2月期	—	—	—

(参考) 自己資本 30年2月期第2四半期 1,575百万円 29年2月期 一百万円

※ 当社は平成30年2月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、平成29年2月期の数値については記載しておりません。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年2月期	—	—	—	—	—
30年2月期	—	—	—	—	—
30年2月期(予想)	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成30年2月期の連結業績予想(平成29年3月1日~平成30年2月28日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,800	—	50	—	50	—	30	—	5.90

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※1 平成29年8月21日付で公表いたしました「子会社の設立に関するお知らせ」のとおり、100%子会社を2社設立し、連結子会社としております。これに伴い、平成30年2月期第2四半期より連結決算へ移行し、連結決算開始に伴い連結業績予想を同日付で公表しております。

※2 平成30年2月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、対前年増減率については記載しておりません。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無  
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)  
 新規 ー社(社名)ー 、除外 ー社(社名)ー
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	30年2月期2Q	5,088,000株	29年2月期	5,088,000株
② 期末自己株式数	30年2月期2Q	ー株	29年2月期	ー株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	30年2月期2Q	5,088,000株	29年2月期2Q	4,403,200株

当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったため、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して発行済株式数(普通株式)を算定しております。

※ 四半期決算短信は四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

当社は、当第2四半期連結会計期間において、株式会社エルテスセキュリティインテリジェンス及び株式会社エルテスカピタルを設立し、当第2四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(決算補足資料及び決算説明会内容の入手方法について)

当社は、平成29年10月17日(火)に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催する予定です。この説明会で配付する決算説明資料については、開催後の速やかに当社ウェブサイトに掲載する予定です。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期損連結益計算書及び四半期連結包括利益計算書	4
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	6
(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(追加情報)	7
(セグメント情報等)	7
(重要な後発事象)	7

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当社のソーシャルリスク事業が属するインターネットビジネス業界は、引き続き成長を遂げており、スマートフォンを主要なデバイスとしてソーシャルメディアの利用機会は拡大を続け、様々なサービスが展開され継続的に新たな需要が創出される状況にあります。

これに伴い、ソーシャルメディアを用いたマーケティング活動や求人活動などWeb上での企業の情報発信がますます重要視されるとともに、ソーシャルメディアにおける対応が企業評価に大きな影響を与えることから、これに起因するリスクを管理し有効に活用するため、当社サービス領域への関心も、ますます高まっております。

このような環境下、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、ソーシャルメディアに起因するリスクに係る豊富な実績とノウハウの蓄積を基に、他社との技術面や営業面での連携強化を推し進めるとともに、新規領域である企業内のログデータを分析することで情報漏洩等のリスクを予兆するリスクインテリジェンスサービスの拡販を図りました。また、新規顧客獲得のためのマーケティング関連費用やオペレーションの効率化を推進するための体制構築に先行的に費用を投下しました。

平成29年8月には、多様化するデジタルリスクに対応するサービスの提供をより一層推進するため、専門性を持ったパートナーとの連携を強化し、オープンデータとクローズドデータを組み合わせた検知システムサービスの開発及び提供を加速し、テロや犯罪などの予兆検知サービスに繋げることを目的に「株式会社エルテスセキュリティインテリジェンス」を設立いたしました。また、当社のビッグデータ解析ノウハウや事業基盤を活かし、投資先企業の企業価値向上と、それによるリターン獲得及び投資先企業とのシナジー創出を行うため、国内外におけるデジタルリスクに関連する事業及びその周辺事業への投資事業を開始し、機動的な運営を確保しつつ、投資判断の厳格化及び責任体制の一層の明確化を図ることを目的に「株式会社エルテスキャピタル」を設立いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は775,628千円、営業利益は8,941千円、経常利益は10,282千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は754千円になりました。

なお、当社グループの報告セグメントはソーシャルリスク事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

### (2) 財政状態に関する説明

#### (資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は1,756,593千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,284,646千円、受取手形及び売掛金174,085千円であります。

#### (負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は181,575千円となりました。主な内訳は、買掛金19,472千円、長期借入金10,008千円であります。

#### (純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は1,575,018千円となりました。利益剰余金は96,411千円であります。

### (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

業績予想につきましては、平成29年8月21日の「連結決算への移行並びに連結決算開始に伴う連結業績予想に関するお知らせ」で公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (平成29年8月31日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	1,284,646
受取手形及び売掛金	174,085
その他	47,574
貸倒引当金	△3,796
流動資産合計	1,502,510
固定資産	
有形固定資産	82,287
無形固定資産	28,012
投資その他の資産	
その他	145,707
貸倒引当金	△3,015
投資その他の資産合計	142,691
固定資産合計	252,991
繰延資産	1,092
資産合計	1,756,593
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	19,472
1年内返済予定の長期借入金	9,996
未払法人税等	8,894
その他	133,204
流動負債合計	171,567
固定負債	
長期借入金	10,008
固定負債合計	10,008
負債合計	181,575
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	751,078
資本剰余金	727,528
利益剰余金	96,411
株主資本合計	1,575,018
純資産合計	1,575,018
負債純資産合計	1,756,593

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
売上高	775,628
売上原価	324,016
売上総利益	451,611
販売費及び一般管理費	442,670
営業利益	8,941
営業外収益	
受取利息	6
保険解約返戻金	1,462
その他	22
営業外収益合計	1,491
営業外費用	
支払利息	132
その他	18
営業外費用合計	150
経常利益	10,282
税金等調整前四半期純利益	10,282
法人税、住民税及び事業税	2,155
法人税等調整額	7,372
法人税等合計	9,527
四半期純利益	754
親会社株主に帰属する四半期純利益	754

## 四半期連結包括利益計算書

## 第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
四半期純利益	754
四半期包括利益	754
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	754
非支配株主に係る四半期包括利益	—

## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)	
当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	10,282
減価償却費	15,764
貸倒引当金の増減額(△は減少)	318
受取利息及び受取配当金	△6
保険解約返戻金	△1,462
支払利息	132
売上債権の増減額(△は増加)	△11,164
仕入債務の増減額(△は減少)	4,537
その他	△23,039
小計	△4,638
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△132
法人税等の支払額	△65,678
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△70,442</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△78,649
無形固定資産の取得による支出	△14,978
敷金の差入による支出	△4,201
敷金の回収による収入	20,338
保険積立金の解約による収入	6,723
その他	△1,110
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△71,878</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	△21,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,668
<b>現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>	<b>△163,989</b>
現金及び現金同等物の期首残高	1,448,635
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>1,284,646</b>



## (4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントはソーシャルリスク事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

## 1. 第4回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成29年8月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、平成29年9月7日に付与いたしました。

新株予約権の割当日	平成29年9月7日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200,000個
新株予約権の発行総額	17,600,000円(1個当たり8,800円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	平成31年6月1日～平成36年9月6日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格 3,083円 資本組入額1,542円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社代表取締役 2,000個

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

1. 新株予約権者は、平成30年2月期から平成33年2月期までの有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益が、次の各号に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本第4回新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として行使することができる。

(a) 平成30年2月期及び平成31年2月期のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合

: 行使可能割合20%

(b) 平成32年2月期及び平成33年2月期のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合

: 行使可能割合100%

なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとし

て別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。

2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
3. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 第5回新株予約権の発行

当社は、平成29年8月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である辻・本郷税理士法人に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、平成29年9月7日に付与いたしました。

新株予約権の割当日	平成29年9月7日
新株予約権の数	400個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	40,000個
新株予約権の発行総額	15,600,000円（1個当たり39,000円）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	平成31年6月1日～平成36年9月6日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格 3,385円 資本組入額1,693円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者辻・本郷税理士法人 400個

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社から本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
  - (2) 受益者は、平成30年2月期及び平成31年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。  
なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。
  - (3) 受益者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 受益者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 本新株予約権は、辻・本郷税理士法人を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

## 3. 第6回新株予約権の発行

当社は、平成29年8月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である辻・本郷税理士法人に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議

議し、平成29年9月7日に付与いたしました。

新株予約権の割当日	平成29年9月7日
新株予約権の数	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	160,000個
新株予約権の発行総額	1,600,000円(1個当たり1,000円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	平成33年6月1日～平成36年9月6日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格 3,005円 資本組入額1,503円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者辻・本郷税理士法人 1,600個

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社から本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、平成32年2月期及び平成33年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役に定めるものとする。

- (3) 受益者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 受益者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 本新株予約権は、辻・本郷税理士法人を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。